

## 徳島県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年6月2日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月2日

徳島県知事 後藤 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
33	小松島佐那河内	徳島市八多町町田15番2地先から 同 16番2地先まで	34.7	令和8年6月2日